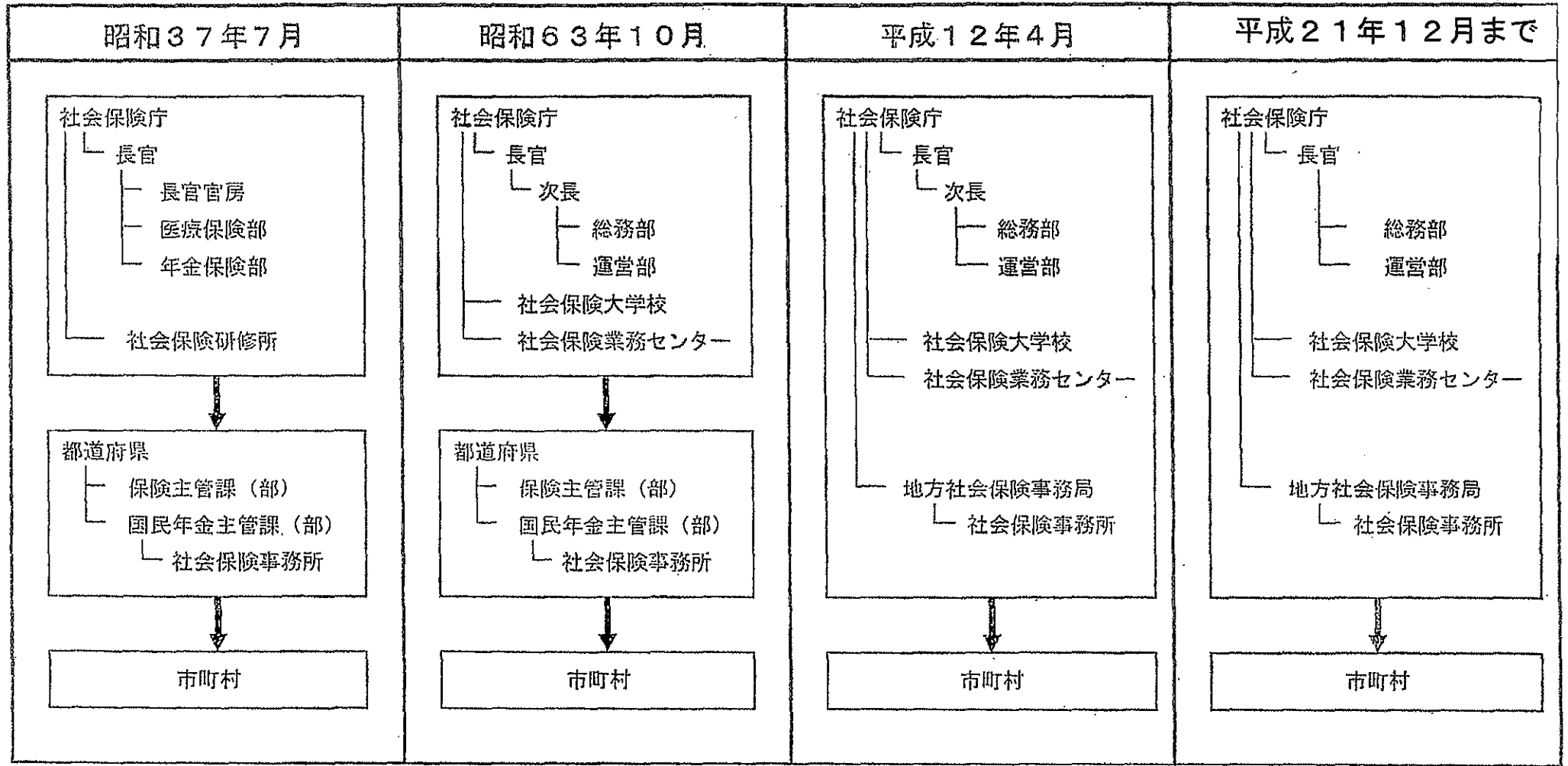


# 旧社会保険庁

# 社会保険庁の組織等の変遷



昭和36年4月  
国民年金法の施行

昭和63年2月  
社会保険オンライン  
体制の完成

平成12年4月  
地方分権一括法の施行  
(地方事務官制度廃止)

昭和61年4月  
基礎年金制度の導入

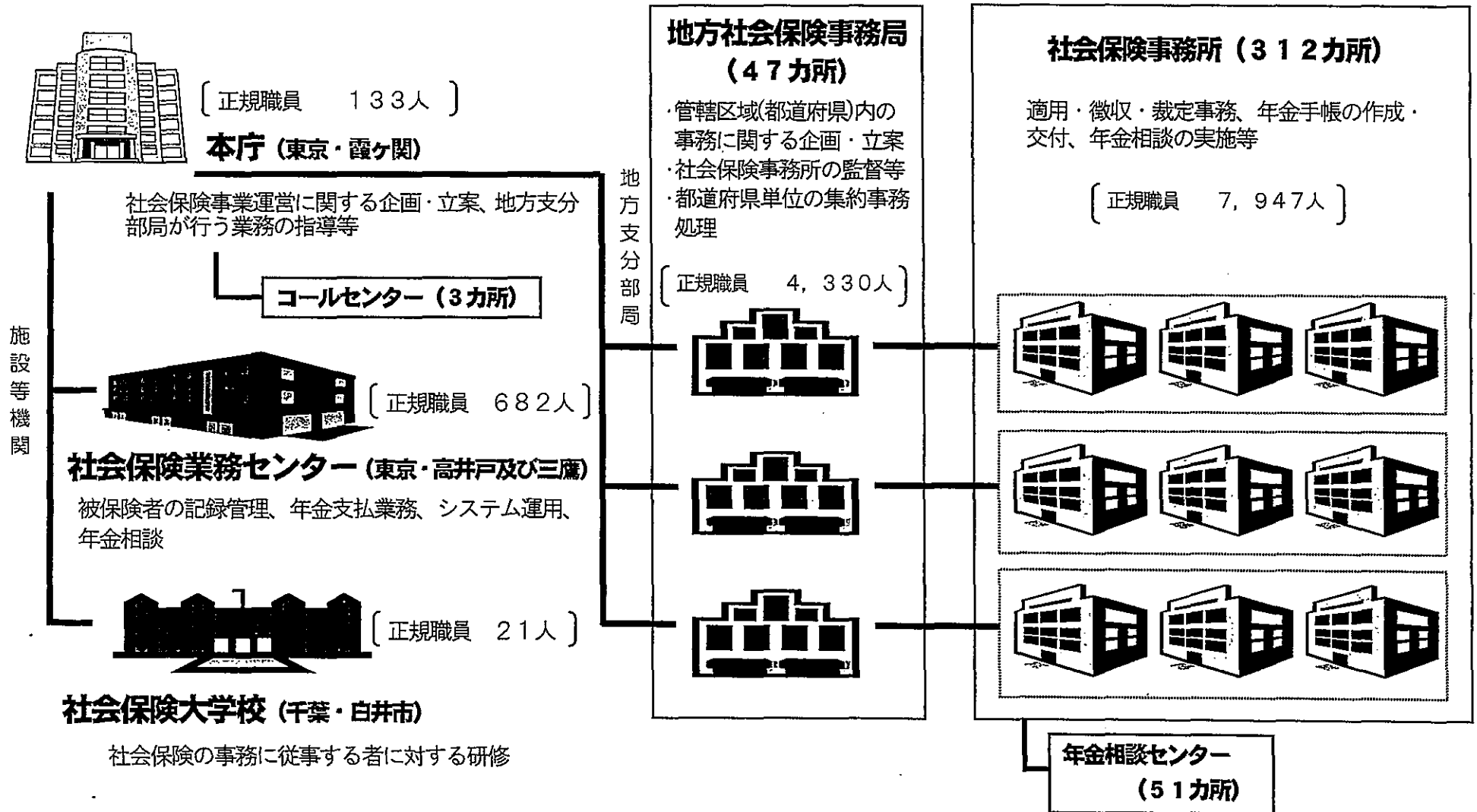
平成9年1月  
基礎年金番号の導入

平成14年4月  
市町村の国年保険料  
収納事務を国に移管

# 社会保険庁の組織及び人員の基本的事項

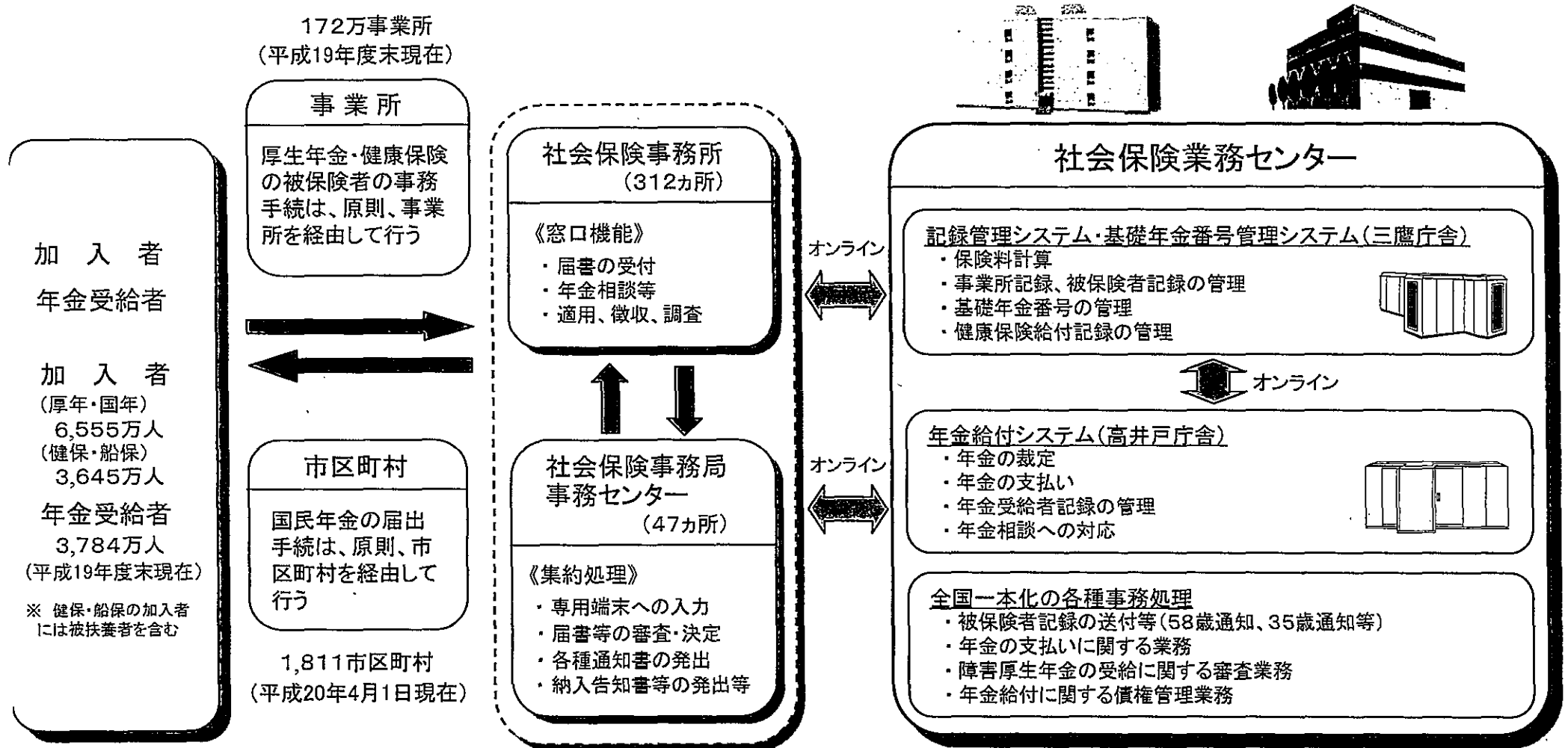
○ 平成20年度における社会保険庁の職員数は、20,869人。(正規職員13,113人)

\*職員数は、全国健康保険協会及び国(医療指導・年金)への移管分を除く。



# 社会保険業務の実施体制の概要

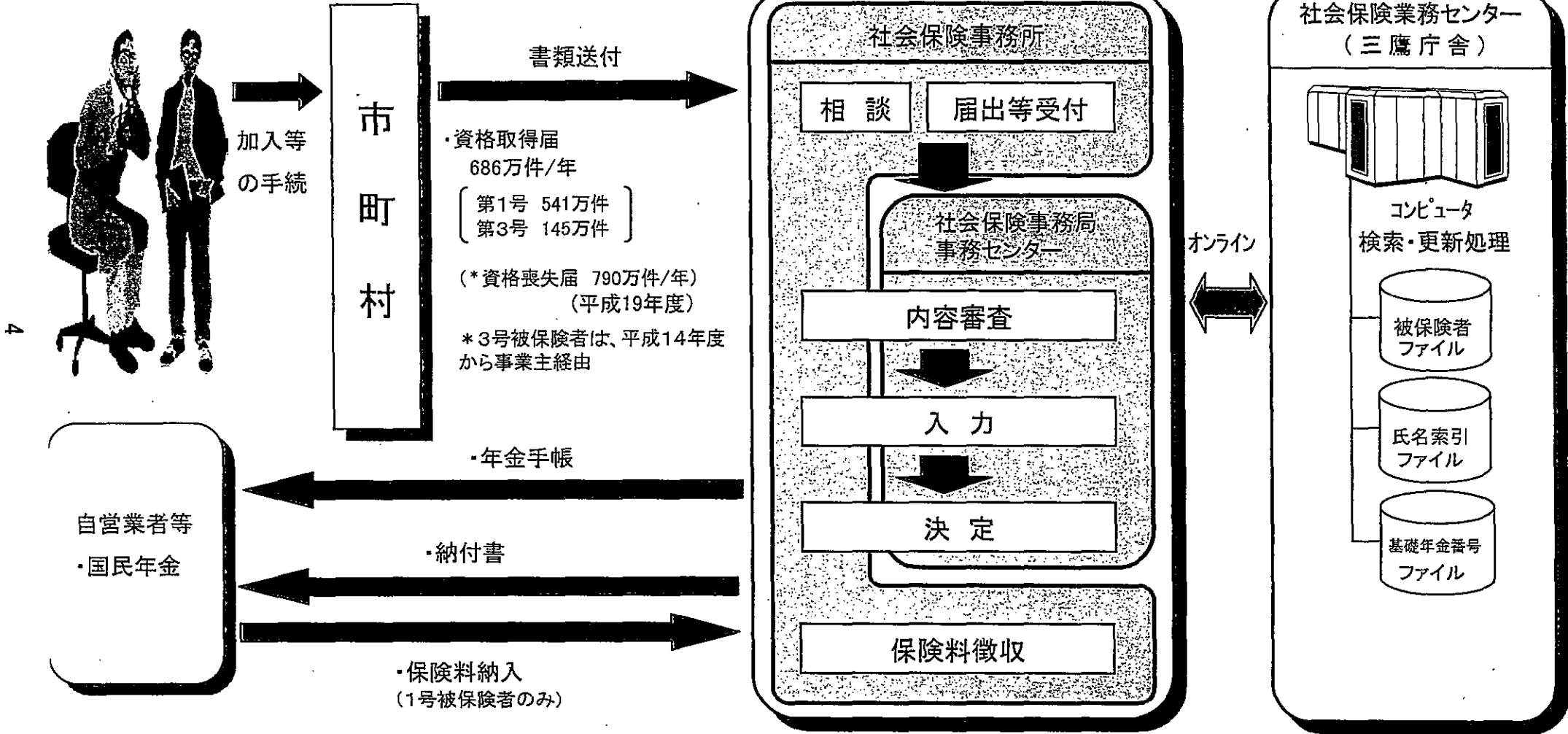
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであり、社会保険事務局によっては、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、順次実施することとしている。

# 適用・徴収業務(国民年金)の流れ

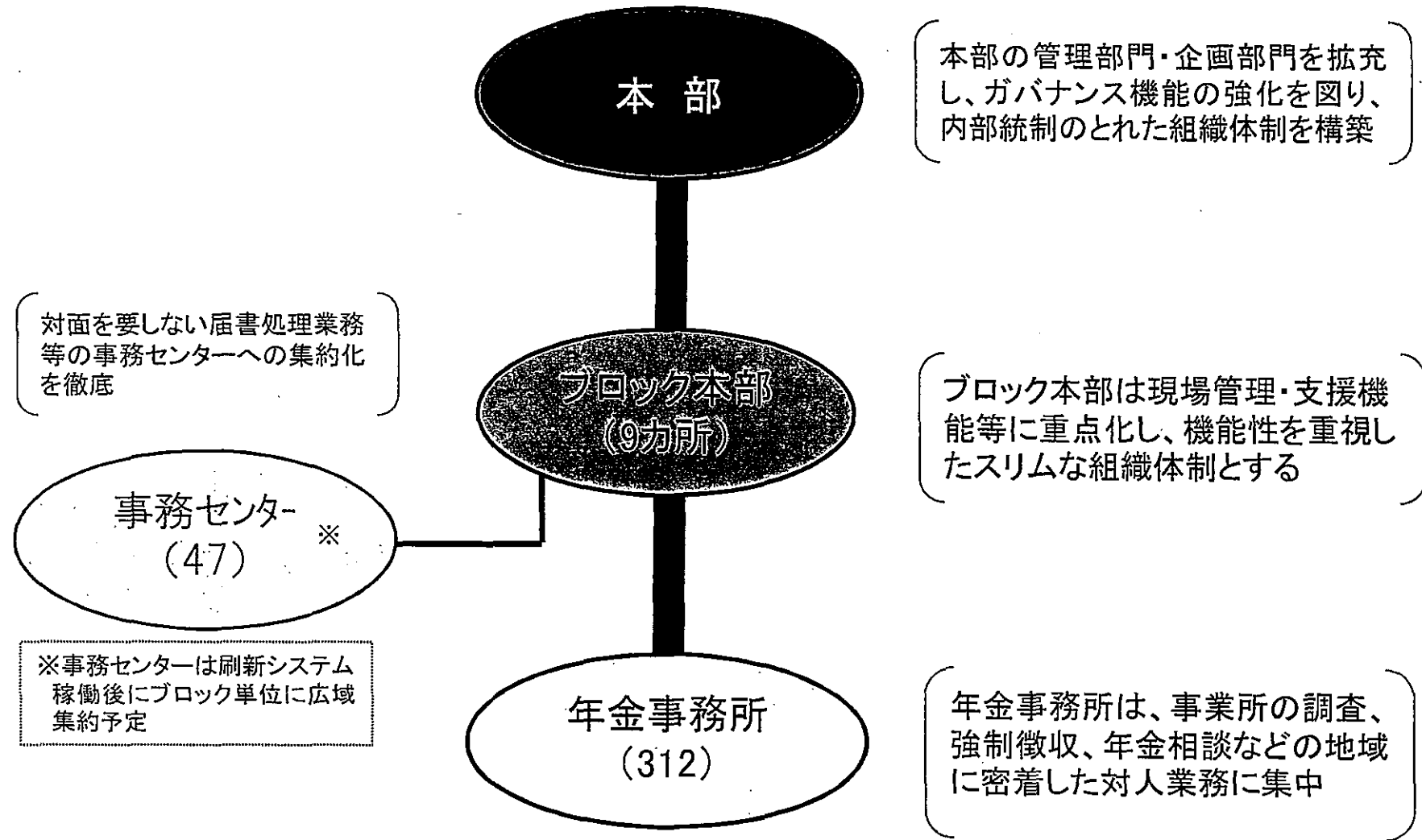


(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

# 日本年金機構



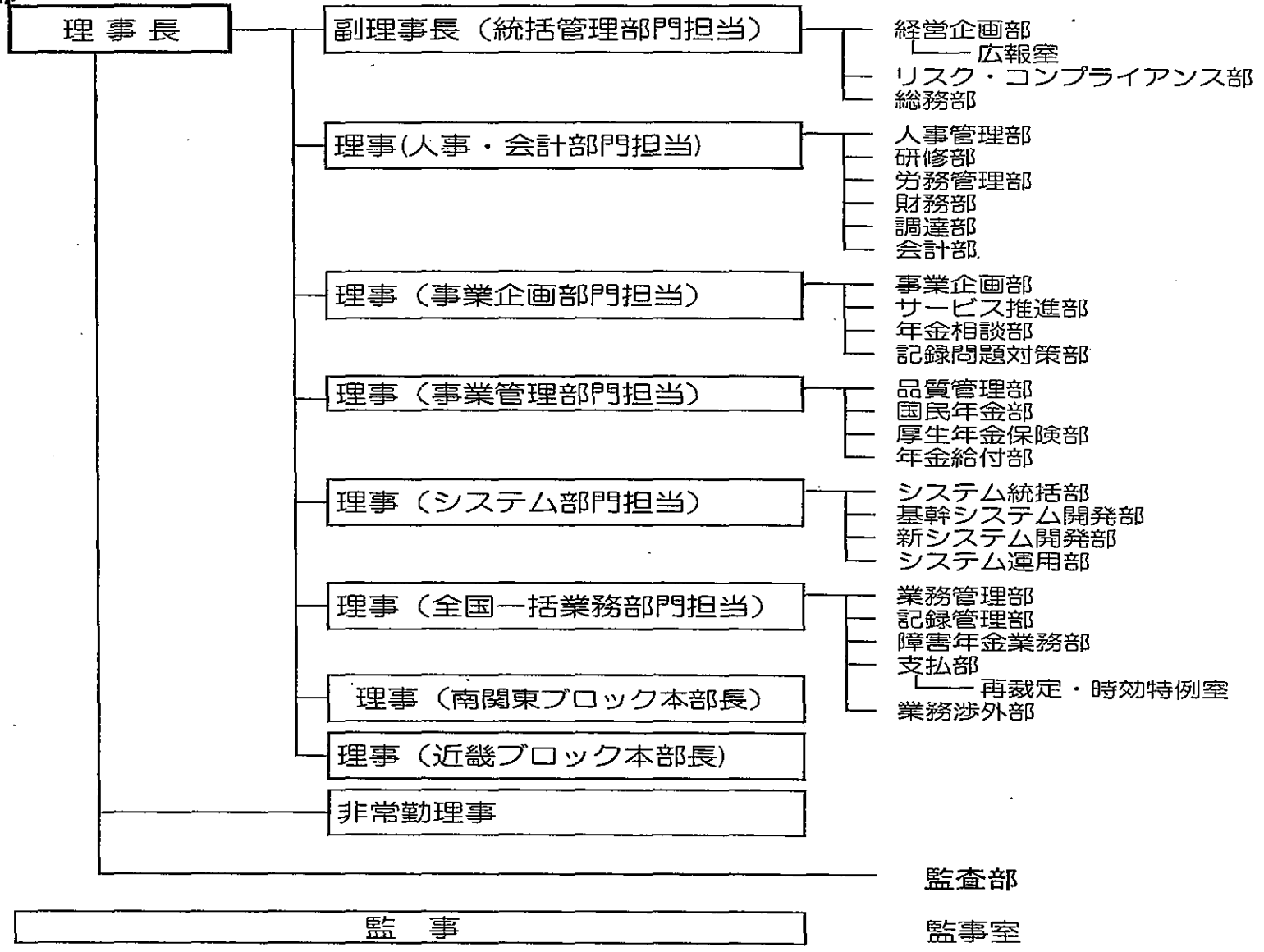
# 1. 日本年金機構の組織





## 2. 機構の内部組織

### (1) 本部



### 3. 日本年金機構の位置づけ

- 国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されます。
- 国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、日本年金機構の名で機構が実施し、国(厚生労働大臣)から事務の委託を受けた業務(裁定、給付など)については、国(厚生労働大臣)の名で機構が実施することとなります。

被保険者・受給者・事業主のみなさま

\* 保険料の徴収は、国の歳入徴収官の名で機構が実施します。

